

飯田市水防計画書 令和 7 年度 修正

新旧対照表

飯田市水防計画 新旧対照表

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p><u>4 河川管理者の責任</u> <u>(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</u> <u>(2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（水防法第15条の12）</u></p> <p><u>5 気象庁の責任</u> (中略)</p> <p><u>6 居住者等の義務</u> (中略)</p> <p><u>7 水防協力団体の義務</u> (中略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 予報及び警報</p> <p>第1節 気象庁が行う予報及び警報</p> <p><u>1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報</u> <u>長野地方気象台長は、気象等の状況により、洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。</u> <u>水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</u> <u>水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。</u></p> <p>(次頁へ)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 気象庁の責任</u> (中略)</p> <p><u>5 居住者等の義務</u> (中略)</p> <p><u>6 水防協力団体の義務</u> (中略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 警報・注意報等</p> <p>第1節 警報・注意報等の種類</p> <p><u>1 気象業務法に基づく警報・注意報等</u> <u>気象業務法の規定に基づき、長野地方気象台が一般の警戒若しくは注意を促すために行う警報、注意報等の発表に関して、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報、注意報については、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する警報、注意報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。指定河川洪水予報を除いた水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類と対応する一般の利用に適合する警報・注意報等の種類及びそれらの発表基準、並びに大雨警報・洪水警報等を補足する情報は、次のとおりである。</u></p> <p>(次頁へ)</p>	<p>県の水防計画に合わせて修正</p> <p>県の水防計画に合わせて修正</p>

新【修正後】			旧【修正前】		修正理由・備考																					
<p>水防活動の利用に適合する注意報・警報</p> <p>水防活動用 気象注意報</p> <p>水防活動用 気象警報</p> <p>水防活動用 洪水注意報</p> <p>水防活動用 洪水警報</p>	<p>一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報</p> <p>大雨注意報</p> <p>大雨警報</p> <p>大雨特別警報</p> <p>洪水注意報</p> <p>洪水警報</p>	<p>発表基準</p> <p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>	<p>(1) 一般の利用に適合する警報、注意報等</p> <p>警報（水防関係のみ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水防活動の利用に適合する警報・注意報（指定河川洪水予報、津波及び高潮によるものを除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用警報</td> <td rowspan="2">一般の利用に適合する大雨特別警報、大雨警報と同じ。</td> </tr> <tr> <td>気象警報 洪水警報 ※</td> </tr> <tr> <td>水防活動用注意報</td> <td rowspan="2">一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。</td> </tr> <tr> <td>気象注意報 洪水注意報 ※</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	種類	発表基準	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	種類	発表基準	水防活動用警報	一般の利用に適合する大雨特別警報、大雨警報と同じ。	気象警報 洪水警報 ※	水防活動用注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。	気象注意報 洪水注意報 ※	<p>県の水防計画に合わせて修正 (表校正の修正)</p>
種類	発表基準																									
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																									
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																									
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																									
種類	発表基準																									
大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																									
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																									
種類	発表基準																									
水防活動用警報	一般の利用に適合する大雨特別警報、大雨警報と同じ。																									
気象警報 洪水警報 ※																										
水防活動用注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。																									
気象注意報 洪水注意報 ※																										
<p>(5) 警報等の伝達系統 (伝達系統図中) 「NTT東(西)日本」</p>			<p>(5) 警報・注意報等の伝達系統 (伝達系統図中) 「東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社(警報のみ)」</p>	<p>県の水防計画に合わせて修正</p>																						

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考																											
<p><u>2 洪水予報河川における洪水予報</u> <u>(1) 種類及び発表基準</u> <u>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。</u> <u>また、知事が指定した河川について通知した場合は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</u> <u>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="246 617 1308 1944"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報 (警戒情報解除)</td> <td>氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）に発表される。</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報解除</td> <td>氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）に発表される。	氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったときに発表される。	<p><u>2 水防法に基づくもの</u> <u>(1) 洪水予報</u> <u>水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、重要河川で国土交通大臣が定めた河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。また、水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、重要河川で知事が定めた河川について、知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。</u> <u>この情報は、長野県気象情報としても発表する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1397 726 2496 1677"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときまたは水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 氾濫危険水位等到達情報</u> (中略) <u>(3) 水防警報</u> (中略)</p>	種類	情報名	発表基準	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときまたは水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<p>県の水防計画に合わせて修正 「2洪水予報河川における洪水警報」に統合</p> <p>県の水防計画に合わせて修正 (表整理)</p>
種類	発表基準																												
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																												
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																												
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																												
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																												
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）に発表される。																												
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったときに発表される。																												
種類	情報名	発表基準																											
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																											
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときまたは水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																											
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																											
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																											

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考																
<p style="text-align: center;">第2節 洪水予報</p> <p>1 <u>国</u>が洪水予報を行う河川 水防法第10条第2項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う<u>河川（洪水予報河川）</u>は次表のとおり。 (1) 天竜川（平成21年3月23日 国土交通省告示第303号）</p> <table border="1" data-bbox="225 489 1347 695"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>水位又は流量の予報に関する基準地点</th> <th>担当官署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天竜川（上流）</td> <td>上伊那郡辰野町<u>大字</u>平出<u>字</u>平田1697-2先（昭和橋）から飯田市龍江7122-1先（姑射橋）まで</td> <td>伊那富、沢渡、市田、天竜峡</td> <td>天竜川上流河川事務所長野地方气象台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 天竜川の洪水予報の<u>伝達</u>系統</p> <p>2 <u>長野県と気象庁</u>が洪水予報を行う河川</p> <p style="text-align: center;">第3節 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>1 <u>国</u>が行う氾濫危険水位等到達情報 2 <u>長野県</u>が行う氾濫危険水位等到達情報の通知</p> <p style="text-align: center;">第4節 水防警報</p> <p>1 <u>国</u>が水防警報を行う河川 2 <u>長野県</u>が水防警報を行う河川</p> <p style="text-align: center;">第4章 水防活動</p> <p style="text-align: center;">第6節 避難のための立ち退き</p> <p>1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、飯田警察署長にその旨を通知するものとする。</p>	河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名	天竜川（上流）	上伊那郡辰野町 <u>大字</u> 平出 <u>字</u> 平田1697-2先（昭和橋）から飯田市龍江7122-1先（姑射橋）まで	伊那富、沢渡、市田、天竜峡	天竜川上流河川事務所長野地方气象台	<p style="text-align: center;">第2節 洪水予報</p> <p>1 <u>国土交通大臣</u>が洪水予報を行う河川 水防法第10条第2項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う<u>管内河川及びその区域は</u>次表のとおり。 (1) 天竜川（平成21年3月23日 国土交通省告示第303号）</p> <table border="1" data-bbox="1383 489 2502 661"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>水位又は流量の予報に関する基準地点</th> <th>担当官署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天竜川（上流）</td> <td>上伊那郡辰野町平出（昭和橋）から飯田市龍江（姑射橋）まで</td> <td>伊那富、沢渡、市田、天竜峡</td> <td>天竜川上流河川事務所長野地方气象台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 天竜川の洪水予報の<u>通知</u>系統</p> <p>2 <u>知事</u>が洪水予報を行う河川</p> <p style="text-align: center;">第3節 氾濫危険水位等到達情報</p> <p>1 <u>国土交通大臣</u>が行う氾濫危険水位等到達情報 2 <u>知事</u>が行う氾濫危険水位等到達情報の通知</p> <p style="text-align: center;">第4節 水防警報</p> <p>1 <u>国土交通大臣</u>が水防警報を行う河川 2 <u>知事</u>が水防警報を行う河川</p> <p style="text-align: center;">第4章 水防活動</p> <p style="text-align: center;">第6節 避難のための立ち退き</p> <p>1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、飯田警察署長にその旨を通知するものとする。</p>	河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名	天竜川（上流）	上伊那郡辰野町平出（昭和橋）から飯田市龍江（姑射橋）まで	伊那富、沢渡、市田、天竜峡	天竜川上流河川事務所長野地方气象台	<p>県の水防計画に合わせて修正</p> <p>県の水防計画に合わせて修正</p> <p>県の水防計画に合わせて修正</p> <p>県の水防計画に合わせて修正</p> <p>県の水防計画に合わせて修正</p> <p>県の水防計画に合わせて修正</p> <p>県の水防計画に合わせて修正</p>
河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名															
天竜川（上流）	上伊那郡辰野町 <u>大字</u> 平出 <u>字</u> 平田1697-2先（昭和橋）から飯田市龍江7122-1先（姑射橋）まで	伊那富、沢渡、市田、天竜峡	天竜川上流河川事務所長野地方气象台															
河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名															
天竜川（上流）	上伊那郡辰野町平出（昭和橋）から飯田市龍江（姑射橋）まで	伊那富、沢渡、市田、天竜峡	天竜川上流河川事務所長野地方气象台															

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第8章 協力及び応援</p> <p style="text-align: center;">第1節 河川管理者の協力</p> <p>長野県水防計画第9章には、河川管理者（北陸地方整備局長、中部地方整備局長及び長野県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行うことが定められている。</p> <p><u>＜河川管理者の協力が必要な事項＞（例）</u></p> <p>(1) <u>水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供</u></p> <p>(2) 重要水防区域の合同点検の実施</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の提供</p> <p>(5) 水防活動の記録及び広報</p> <p style="text-align: center;">第11章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水防止のための措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 洪水対応</p> <p><u>4 予想される水災の危険の周知等</u></p> <p><u>市長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、公開型GISいいだWebまっぷ、その他の適切な方法により住民等に周知するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第8章 協力及び応援</p> <p style="text-align: center;">第1節 河川管理者の協力</p> <p>長野県水防計画第9章には、河川管理者北陸地方整備局、中部地方整備局及び長野県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行うことが定められているが、<u>当該事項について協力を求める場合は、河川管理者に協議し、その同意を得るものとする。</u></p> <p>(1) 河川に関する情報提供</p> <p>(2) 重要水防区域の合同点検の実施</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の貸与</p> <p>(5) 水防活動の記録及び広報</p> <p style="text-align: center;">第11章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水防止のための措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 洪水対応</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の水防計画に合わせて修正</p> <p>県の水防計画に合わせて修正 飯田市公開型GISによる被害状況共有を記載。</p>